

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間  
(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律
根拠条項	第6条第3項
許認可等の種類	農地中間管理事業評価委員の任命の認可
法令の定め	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) (農地中間管理事業評価委員会の設置) 第六条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。 3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。
審査基準	法令の定め尽くされているため設定しない。
標準処理期間	総期間 20 日・ <del>月</del> (注: 休日は含まない。 ) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 20 日・ <del>月</del> (農政部農業経営局農業経営課 )
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-373))
申請先等	同上 (電話番号: )
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-373))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html</a> )